（ネットワーク品質）

第三十五条の十二　第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備のネットワーク品質について準用する。この場合において、同条中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（安定品質）

第三十五条の十三　第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備の安定品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四　第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の十四の二　第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の十五　第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（基本機能）

第三十五条の十七　第三十五条の三（第五号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

（総合品質）

第三十五条の十九の二　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

［2　略］

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の二十一　第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の二十二　第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（ネットワーク品質）

第三十五条の十二　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備と当該電気通信設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

（安定品質）

第三十五条の十三　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示するところにより、当該事業用電気通信設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四　第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の十四の二　第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の十五　第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（基本機能）

第三十五条の十七　第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

（総合品質）

第三十五条の十九の二　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

［2　同上］

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の二十一　第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の二十二　第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。